

令和6年7月25日 開 会

令和6年7月25日 閉 会

第14回 総 会 議 事 録

十日町市農業委員会

第14回十日町市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月25日（木）午後2時00分から午後2時46分

2. 開催場所 中里庁舎 3階 大会議室

3. 出席委員

①農業委員 24名

会 長 8番 村山 隆義

会長職務代理 7番 古高 悟

1番 南雲 正隆	9番 田村 実義	15番 佐藤 三代治	21番 根津 徳男
2番 村越 益男		16番 児玉 芳洋	22番 福嶋 恭子
3番 樋口 則雄	11番 近藤 元	17番 樋口 正州	23番 村山 太郎
4番 富井 公一		18番 北村 公太郎	24番 吉楽 広志
5番 岩田 稔	13番 佐野 幸男	19番 菅井 太一	
6番 長谷川 東	14番 高橋 松雄	20番 若井 君男	

欠席委員 10番 村山 浩一 12番 高橋 清一

②推進委員 1名

--	--	--	--

欠席委員 21番 高橋 勝久

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員選出

日程第2 農地法等の規定に基づく報告について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について(2件)

報告第2号 農地転用事実確認願いについて(3件)

報告第3号 農地法の適用を受けない事実確認願いについて(3件)

日程第3 農地法の規定による許可申請処理について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(12件)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について(6件)

日程第4 十日町市農用地利用集積計画について

議案第3号 十日町市農用地利用集積計画について

- ・新規(1件)
- ・再設定(4件)

日程第 5 十日町市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
議案第 4 号 十日町市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

その他

5. 農業委員会事務局職員

本 局 局 長 小林 成樹	中里事務所 主 査 上村 知誉
本 局 農地係長 柳 秀人	松代事務所 主 査 高橋 千春
本 局 主 査 田村 聡子	松之山事務所 副 参 事 相澤 正和
川西事務所 主 査 角張希美子	

6. 会議の内容
別紙の通り

6. 会議の内容

村山議長 それでは、これより第14回農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席状況ですが、10番村山浩一委員、12番高橋清一委員から欠席の届けが出されておりますので、24名中2名の欠席でございます。在任委員の過半数が出席でありますので、第14回総会が成立していることを宣言いたします。

次に、日程第1の議事録署名委員の選出でございますが、議長に一任願えれば幸いです、いかがでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということでございますので、指名させていただきます。第14回総会議事録署名委員は、3番の樋口則雄委員と4番の富井公一委員の両名からお願いいたしたいと思っております。あわせて、記録は事務局に一任願えれば幸いです、いかがでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということでございますので、そのように進めさせていただきます。

次に、日程第2農地法の規定に基づく報告について、報告事項が第1号から第3号までございますが、全ての報告が終わった後にご意見、ご質問を頂戴いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、事務局お願いします。

【報告第1号から第3号説明】

村山議長 ありがとうございます。ただいま事務局より報告ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特にないようでございますので、次に進ませていただきます。

続きまして、日程第3議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」12件の申請が出ておりますので、ご審議をいただきたいと思います。

では、事務局説明願います。

事務局 議案書4ページの議案第1号をご覧ください。今月の農地法第3条の規定による許可申請は12件でございます。いずれの案件も農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしております。

【議案第1号、72番朗読後、説明】

村山議長 では、72番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

18番 両者に電話で確認して間違いないことを確認しました。場所は譲受人の家の

隣の畑です。記載のとおり間違いありませんので、よろしくお願いします。

村山議長 72番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特にないようでございますので、73番の説明をお願いします。

【議案第1号、73番朗読後、説明】

村山議長 では73番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

9番 譲渡人、譲受人ともに電話で確認をいたしました。この2人は姉弟の関係でありまして、お姉さんのほうから弟さんのほうに贈与をして、経営拡大のためにやるということでした。以上です。よろしくお願いします。

村山議長 では73番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特にないようでございますので、では74番、説明願います。

【議案第1号、74番朗読後、説明】

村山議長 この74番につきましては、担当の村山委員が今日欠席でございますが、記載の通り間違いがないという確認報告を受けております。

この案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、では75番、説明願います。

【議案第1号、75番朗読後、説明】

村山議長 では75番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

11番 両者には7月20日に確認をさせていただきました。この案件につきまして、譲受人が小作をしていたというような形の中で、今回譲渡人から買ってもらいたいということで申請があったということであります。よろしくお願いします。

村山議長 75番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特にないようでございますので、では76番、説明願います。

【議案第1号、76番朗読後、説明】

村山議長 76番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

23番 両者に確認したところ、記載の通り間違いございません。よろしくお願いいたします。

たします。

村山議長 76番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、では77番、説明願います。

【議案第1号、77番朗読後、説明】

村山議長 では77番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

13番 場所は北鑑坂の上の山集落内です。7月23日に双方に電話にて確認いたしました。記載の通り間違いありません。よろしくお願いします。

村山議長 77番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、では78番、説明願います。

【議案第1号、78番朗読後、説明】

村山議長 では78番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

11番 75番と同じ譲渡人ということですが、譲受人には20日に確認し、間違いないことを確認しております。

村山議長 78番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特にないようでございますので、では79番、説明願います。

【議案第1号、79番朗読後、説明】

村山議長 では79番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

11番 この件と8ページの33番の譲受人及び譲渡人が同じということで、地番も分筆をしてあるということです。23日に事務局と一緒に確認をいたしました。場所的には問題ありませんし、ご両人に19日に確認をさせていただいております。以上です。

村山議長 79番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特にないようでございますので、では80番、説明願います。

【議案第1号、80番朗読後、説明】

村山議長 では80番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

18番 譲渡人に電話で確認しました。昨年体調を崩し、自分がまだ元気なうちに妻に贈与したいということで、今回の案件になりました。よろしくお願いします。

村山議長 80番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、では81番、説明願います。

【議案第1号、81番朗読後、説明】

村山議長 では81番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

23番 両者に確認したところ、記載のとおり間違いございませんでした。よろしくお願いいたします。

村山議長 81番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、では82番、説明願います。

【議案第1号、82番朗読後、説明】

村山議長 では82番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

14番 7月20日に譲渡人には電話で確認いたしました。7月21日には譲受人の自宅を訪問いたしまして確認しまして、この場所が池之平地内ということで、記載の通り間違いがないということを確認いたしました。以上です。

村山議長 82番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特にないようでございますので、では83番、説明願います。

【議案第1号、83番朗読後、説明】

村山議長 では83番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

1番 この物件は、譲渡人がもともとこの土地に住まわれていまして、埼玉のほうに行かれて今空いてる状態だったということです。申請は農地だけなんですけれども、宅地と建物と今回の申請の農地と全部一括して譲受人に売買したということです。申請では贈与となっていますが、実際は全部をまとめて売買して、農地に関してあえていくらという振り分けをしていないもんですから、今回のこの農地に関しては贈与という見方で申請させてもらったということでした。

以上です。

村山議長 83番案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特にないようでございますので、議案第1号「農地法第3条の地点による許可申請について」12件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。この12件について許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 なしでございますので、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」6件の申請が出ておりますので、ご審議をいただきたいと思います。

では、事務局、説明願います。

事務局 7ページの議案第2号をご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は6件でございます。

【議案第2号、28番朗読後、説明】

村山議長 8番の私の担当でございますので、今事務局の説明にもあったように、西本町の区画整理区域内にある土地でございます。これは分筆して1枚の田が2か所になっているんですが、一区画は以前に売れて、残りの一区画が今回上がったというところでございます。以上でございます。

28番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特にないようでございますので、では29番、説明願います。

【議案第2号、29番朗読後、説明】

村山議長 では29番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

6番 月曜日に川西支所の担当者と現地を確認しました。申請理由にもありますとおり、当該地はアミコーポレーションが所有している建物の脇の土地でございます。これを一体化して活用するもので間違いございません。転用することにも何ら問題はないと判断いたしました。なお、当日午後から両者に電話で確認しまして、内容につきましても確認しておりますので、問題はないと思います。譲渡人でございますが、18年前に室島を出られたとおっしゃられておりました。以上です。

村山議長 29番の案件につきまして、担当委員から説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特にないようでございますので、では30番、説明願います。

【議案第2号、30番朗読後、説明】

村山議長 では30番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

9番 23日に事務局と現地を確認いたしました。また、譲渡人、譲受人には電話で確認をいたしました。この2人は親子の関係でありまして、申請理由の通り間違いありませんので、よろしくお願いいたします。

村山議長 30番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特にないようでございますので、では31番、説明願います。

【議案第2号、31番朗読後、説明】

村山議長 31番案件につきまして、担当委員、説明願います。

11番 31番の案件でありますけども、これも23日に事務局と一緒に確認いたしました。なお、二人には20日に確認をしております。譲渡人は譲受人の伯父さんで、親戚関係だというようなことでありますので、よろしくお願いいたします。

村山議長 31番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特にないようでございますので、では32番、説明願います。

【議案第2号、32番朗読後、説明】

村山議長 これは8番の私の担当区域ですので説明しますが、この場所は市道高山太子堂線の、総合高校のグラウンドの下みたいところで、以前資材置き場で一時転用されていたところです。それで、近くはこの譲受人のところが敷地が狭いので、駐車場兼中古車の展示場として利用したいということで、この申請になりました。これは1年間の対価だそうでございます。以上です。

32番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、33番の説明願います。

【議案第2号、33番朗読後、説明】

村山議長 33番案件につきまして、担当委員、説明願います。

1 1 番 先ほど5ページで畑の売買がありましたが、同じ土地でありますけども、そこに住宅を建てるというようなことであります。ご本人様には19日に確認をさせていただいております。なお、現地につきましても、23日に事務局と一緒に確認させていただきました。以上です。

村山議長 33番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特にないようでございますので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」6件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。この6件について許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしでございますので、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による十日町市農業地利用集積計画について」でございます。この計画について、新規設定1件と再設定4件の5件についてご審議をお願いいたします。なお、これにつきましては、事務局の読み上げなしに担当委員より確認報告をお願いし、最後に一括してご意見を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。では、概要につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局 9ページをご覧ください。今月の農用地利用集積計画についての案件は、新規の利用権設定が1件、再設定が4件でございます。今月の案件、5件全てにつきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は新規案件についてのみ行います。新規案件につきまして、会長が担当委員を指名しますので、一括で報告願います。指名を受けました委員は、ページ番号と受付番号を読み上げてから説明をお願いいたします。

村山議長 では203番の案件につきまして、今日は担当の高橋推進委員が欠席ということでございますので、村越委員から代わりに確認報告いただきたいと思います。よろしく願います。

2 番 高橋推進委員が欠席のため、報告させていただきます。9ページ203番で、20日の日に石川県にいらっしゃる譲渡人が帰ってきておられたということで、両者に面談にて確認をしてあるそうです。記載の通り間違いはないという報告を受け

ております。よろしくお願いします。

村山議長 ただいま担当委員から報告いただきましたが、この案件につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長 特にないようでございますので、この計画に基づいて利用権の設定について公告したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

村山議長 異議なしでございますので、そのように決定させていただきます。

次に日程第5「十日町市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」でございます。十日町市農業振興地域整備計画の変更についてご審議いただきたいと思います。担当課より説明いただき、最後に質疑等をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、担当課である農林課の説明をお願いいたします。

農林課 日頃より、農業委員、推進委員の皆様には大変お世話になっております。本日は農業振興地域整備計画の一部変更について説明を申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。この後の説明につきましては、着座にて失礼いたします。

それでは、議案第4号「十日町市農業振興地域整備計画の一部変更に対する意見について」の変更案について説明を申し上げます。別冊となっております、左上に別紙1と表示があり表題には「十日町市農業振興地域整備計画の変更理由書」とある資料をご覧ください。

なお、「2 マスタープランの変更」及び「3 農用地利用計画の変更」の「(2) 除外」「(3) 用途変更」という項目が資料中に出てきますが、こちらは今回の計画変更では該当案件がないことから、該当なしとそれぞれ記載しておりますので、これから読み進めていく中では割愛をさせていただきます。

それでは、1から順にご説明を申し上げます。「1 十日町市農業振興地域整備計画の変更理由」について記載をしています。この度の計画変更の理由としましては、農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定による経済事情の変動を、そのほか情勢の推移により土地利用のうえで必要かつ適当であると判断し、十日町市農業振興地域整備計画を変更するものです。

続きまして、「3 農用地利用計画の変更」をご覧ください。農用地利用計画の変更につきましては、今回編入希望案件が5件となります。付図番号1か

ら付図番号5について順に説明を申し上げます。

初めに付図番号1、八箇地区池之平地域の農地の編入についてです。関係する資料は1ページから4ページまでで、編入希望箇所は八箇字西ノ原丁43番2の1筆で、登記簿面積は261平方メートルです。編入理由は、令和7年度から中山間地域等直接支払交付金の対象農地として、将来にわたり農地保全活動を行い、農用地として活用していくことについて、耕作者や地域の担い手による合意形成が図られたことで、市の設定方針に合致する農用地となり、農振法第10条第3項第5号の規定に該当することになったことによるものです。説明は以上でございます。

村山議長 この案件につきまして、地区の担当委員からご意見いただきたいと思いますのでお願いいたします。

14番 7月21日に現場を確認してまいりました。現場は池之平集落の入り口の水田でありまして、耕作はしていなかったものの、周りは全て水田というふうなところで、特に問題のない土地であることを確認いたしました。以上です。

村山議長 ただいま担当委員から意見をいただきましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特にないようでございますので、次に2番の説明をお願いします。

農林課 次に付図番号2、新座地域の農地の編入についてです。関係する資料は5ページから12ページまでで、編入希望箇所は字天王堂卯1297番ほか10筆で、登記簿面積の合計は4,694平方メートルです。編入理由は、令和7年度から多面的機能支払交付金の対象農地とし、将来にわたり農地保全活動を行い、農用地として活用していくことについて、耕作者や地域の担い手による合意形成が図られたことで、市の設定方針に合致する農用地となり、農振法第10条第3項第5号の規定に該当することとなったことによるものです。説明は以上になります。

村山議長 この場所は十日町と中条地域がちょうど隣接している場所になります。

まず十日町地域のほうについては、この天王堂卯という地番は図面でいうと右側の1枚だけ該当するようになっていところなんです、現在この辺りは畑として利用されているところで問題ないと思います。

では、中条地区担当委員、説明願います。

5番 22日に現地へ行きまして見てきました。この一帯は上ノ原団地ということで、新座の保全会で畑として管理されており、この地図にもあるように周りが農用

地の指定になっておりまして、編入に全く問題ないと思われますので報告します。以上です。

村山議長 担当委員より意見をいただきましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特にないようでしたら、次に3番、説明願います。

農林課 続きまして、付図番号3、新水地域の農地の編入についてです。関係する資料は13ページから22ページまでで、編入希望箇所は中条字川端戊11番ほか13筆で、登記簿面積の合計は7,044平方メートルです。編入理由は、令和7年度から多面的機能支払交付金の対象農地とし、将来にわたり農地保全活動を行い、農用地として活用していくことについて、耕作者や地域の担い手による合意形成が図られたことで、市の設定方針に合致する農用地となり、農振法第10条第3項第5号の規定に該当することとなったことによるものです。説明は以上になります。

村山議長 ここにつきまして、担当委員より意見をお願いしたいと思います。

9番 21日に現地を確認いたしました。21ページと22ページの2か所に分かれておりますけども、2か所とも特に問題はないと思いますので、よろしく願います。

村山議長 この案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特にないようでございますので、では4番の説明願います。

農林課 続きまして、付図番号4、中里地域の清田山集落の農地の編入についてです。関係する資料は23ページから27ページまでで、編入希望箇所は清田山字城ノ越己898番1ほか5筆で、登記簿面積の合計は2,922平方メートルです。編入理由は、令和7年度から中山間地域等直接支払交付金の対象農地とし、将来にわたり農地保全活動を行い、農用地として活用していくことについて、耕作者や地域の担い手による合意形成が図られたことで、市の設定方針に合致する農用地となり、農振法第10条第3項第5号の規定に該当することとなったことによるものです。説明は以上になります。

村山議長 この区域につきまして担当委員、意見ををお願いします。

1番 21日、現地を確認してきました。図面で見ると丸くなっていて筆数もかなりあるんですが、現在は田んぼ2枚に整備されており、作付けもされていて、

周囲も田んぼが作付けされている状態でありました。特に問題はないと思います。
よろしくお願いします。

村山議長 4番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。
(質問、意見なし)

村山議長 特にないようでございますので、最後5番、説明願います。

農林課 最後に付図番号5、山谷稲葉地区の農地の編入についてです。関係する資料は29ページから42ページまでで、編入希望箇所は水路・道路で、30ページに一覧として記載の18か所合計2,501.16平方メートルです。こちらの一覧に記載された番号と、31ページから40ページの変更箇所詳細図との照合により位置をご確認いただければと思います。この度の編入理由としましては、山谷稲葉地区で実施されている県営経営体育成基盤整備事業に伴い、令和4年度に実施された地区界測量において、工事区域に含めるのが妥当と判断されたことで、農振法第10条第3項第2号の規定に該当することになったことによるものになります。説明は以上になります。

村山議長 この案件につきまして、担当委員、意見をお願いしたいと思います。

16番 22日に圃場整備の責任者と確認をしました。記載のとおり間違いはないということですので、よろしくお願いします。

村山議長 ただいま担当委員より意見を頂戴しましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。
(質問、意見なし)

村山議長 特にないようでございますので、議案第4号「十日町市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」は異議なしで回答いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

村山議長 特に異議もないようでございますので、そのようにさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、議案については全て終了いたしましたので、第14回総会を終了させていただきます。